

宮若市子ども読書活動推進計画
(改訂版)

令和2年2月

宮若市教育委員会

宮若市子ども読書活動推進計画（改訂版）

目次

I はじめに	1
(1) 背景	1
(2) 国、県の動向	2
1) 国の動向	2
2) 福岡県の動向	5
(3) 市の現状と利用状況	7
1) 市の概況	7
2) これまでの取組	8
3) 市立図書館の現状と利用状況	10
II 計画の基本的な考え方	13
(1) 計画の目標と基本方針	13
(2) 計画の位置付け	14
(3) 計画の期間	14
(4) 計画の取組と全体像	15
III 推進のための取組	16
(1) 家庭・地域、学校、保育園・幼稚園・認定こども園、市立図書館に おける子どもの読書活動の推進	16
1) 家庭・地域	16
2) 学校	17
3) 保育園・幼稚園・認定こども園	17
4) 市立図書館	18
(2) 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力	19
(3) 子ども読書活動に関する理解と関心の普及	19
● 用語解説	21
● 資料1：子どもの読書活動の推進に関する法律	22
● 資料2：宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	24
● 資料3：宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会	26

I はじめに

(1) 背景

読書は、その活動を通じて子どもの読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける上で欠くことのできないものです。

特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要であります。

今日、様々な情報媒体（テレビ、ビデオ、DVD、パソコン、スマートフォン等）が発達し、広く社会に普及しています。また、大量かつ多様な刺激的情報が簡単にそして瞬時に入手できるようになっています。このような情報化社会の進展は利便性の向上の反面、子どもたちのテレビ視聴時間、インターネット利用時間の増加、ゲームへののめり込みなどによる文字・活字離れが進んでいる状況にあります。

そのような状況の中、平成 27 年 3 月に、学校・家庭・地域それぞれの読書環境づくりを進めていく活動の指針となる「宮若市子ども読書活動推進計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定しました。

その後、国は学習指導要領の改訂等による学校における読書環境の整備や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）を定め、また、福岡県では、平成 28 年に「福岡県子ども読書推進計画」を改訂し、子どもの読書活動の推進を図っています。

本市におきましても、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化を踏まえるとともに、子どもの読書習慣の定着を図るため、このたび、「宮若市子ども読書活動推進計画」の改訂を行いました。

本計画は、子どもたちの読書活動の更なる推進の指針とすべく、これまでの基本方針を継承しながら、今後 5 年間にわたる施策の取組を定めたものです。

(2) 国、県の動向

1) 国の動向

【平成 11 年度】「子ども読書年に関する決議」

平成 11 年 8 月に衆議院・参議院において「子ども読書年に関する決議」が行われました。衆議院の決議文において、「本とふれあうことによって、子どもたちは言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。」と示されています。加えて、国立の国際子ども図書館が開館する平成 12 年（西暦 2000 年）が子ども読書年と定められました。

【平成 13 年度】「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、第 2 条（基本理念）で「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と謳われています。また、第 8 条の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、第 10 条の規定において 4 月 23 日が「子ども読書の日」と定められています。

【平成 14 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）

子どもの読書活動の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、平成 14 年 8 月に環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。

【平成 17 年度】「文字・活字文化振興法」

平成 17 年 7 月に「文字・活字文化振興法」が施行され、第 11 条において「国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける」と定義され、10 月 27 日が「文字・活字文化の日」と定められました。

【平成 18 年度】「教育基本法、学校教育法、図書館法改正」

教育基本法は、昭和 22 年 3 月に制定されてから半世紀以上が経過し、この間日本の社会は大きく変化しました。このため、平成 18 年 12 月に改正教育基本法が制定され、現在の日本社会に求められる教育の基本について定められています。

また、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることについても規定しています。加えて新しい教育基本法に整合するかたちで学校教育法、図書館法においても改正が行われています。

【平成 19 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）

第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成 20 年 3 月に第二次基本計画が定められました。

【平成 20 年度】「国民読書年に関する決議」

「国民読書年に関する決議」が、平成 20 年 6 月に衆参両院全会一致で採択され、「文字・活字文化振興法」の制定・施行 5 周年にあたる平成 22 年を「国民読書年」に制定し、政官民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねることが盛り込まれました。

【平成 25 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）

第二次基本計画策定後の子どもの読書活動に関する状況等を踏まえ、平成 25 年 5 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）が定められました。

【平成 25 年度】「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

平成 26 年 1 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することが定められています。

【平成 26 年度】「学校図書館法の一部を改正する法律」

平成 26 年 6 月には、学校図書館法の一部を改正する法律が衆参両院全会一致で可決され、学校司書が初めて法律上に位置付けられることとなりました。

【平成 28 年度、平成 29 年度】「学習指導要領の改訂等」

平成 29 年 3 月及び平成 30 年 3 月に学習指導要領の改訂等がなされ、総則において学校図書館を計画的に活用し、読書活動を充実することや地域の図書館等を活用し、学習活動を充実することが規定されています。また、幼稚園教育要領では、絵本や物語等に親しみ、言葉遊び等を通じて言葉が豊かになるようにすること等が規定されています。

【平成 30 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）

平成 30 年 4 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）が策定され、発達段階に応じた取組による読書習慣の形成、友人同士で行う活動等を通じた読書への関心を高める取組の充実など、これにより今後おおむね 5 年間における施策の基本的方針と具体的な方策が定められています。

平成 12 年以降、子どもの豊かな人間性と創造性を育むため「子どもの読書活動」に関する法律等の整備が進められてきました。

また「子どもの読書活動に関する基本的な計画」も第四次基本計画が策定され、今後も「子どもの読書活動」が推進されることとなっています。

2) 福岡県の動向

福岡県では、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22年3月に改訂されました。さらに、これまでの成果と課題を踏まえ、より効果的に子どもの読書活動を推進するために、平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」を策定し、以下の4つを柱とした県内の子どもの読書活動の推進を図っています。

施策に共通して、全ての子どもがそれぞれの個性と発達段階に応じて自主的な読書活動ができるような環境の整備を目標としています。

基本方針	概 要
1. 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における子どもの読書活動の推進 ・ 社会教育主事等の活動を利用した読書活動の充実 ・ 読書推進ボランティア^(※1)・図書館職員の啓発と資質向上のための支援 ・ ボランティアの実態把握及び学習機会や情報提供 ・ 福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会と連携 ・ 市町村が行うブックスタート^(※2)の実施についての支援 ・ 各学校の読書活動の現状を把握するための調査の継続的实施 ・ 教諭等を対象にした講座の実施 ・ 学校図書館と公立図書館の連携強化 ・ 子どもゆめ基金助成金の活用を周知
2. 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども読書活動の拠点として県立図書館子ども図書館の活動の充実 ・ 社会教育主事等の活動を利用した学校図書館と公立図書館の連携強化 ・ 学校図書館の有効活用、司書教諭^(※3)及び図書館司書の講習及び研修会実施 ・ 県内市町村の「子ども読書推進計画」の策定状況の把握及び助言
3. 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立図書館と市町村図書館の間での相互貸借の充実 ・ 遠隔地への貸出・返却サービスの充実 ・ 関連機関との連携・協力と市町村立図書館への支援 ・ 福岡県図書館情報ネットワークシステムの活用促進と充実 ・ 福岡県学校図書館協議会との連携・協力 ・ 図書館・学校・読書推進ボランティア等の連携事例の紹介 ・ 県内の大学図書館との連携
4. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体で構成する連絡会議の設置 ・ 福岡県子ども読書推進計画の進行管理 ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の普及・啓発

	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページを活用した様々な情報の提供・ 社会教育主事等の活動を利用した読書活動の充実・ 子どもの読書活動において優れた取組をしている機関・団体・個人の表彰、優良図書の家庭・地域への周知・紹介
--	--

(3) 市の現状と利用状況

1) 市の概況

①市の位置・情勢

本市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市のほぼ中間に位置し、九州自動車道（若宮インターチェンジ）を利用すると両都心に約 40 分でアクセスすることができます。

市の面積は 139.99km² で、市の西部から南部にかけては、西山や犬鳴山、菅嶽（すがだけ）、鉾立山（ほこたてやま）、笠置山などの太宰府県立自然公園に指定されている三郡山系が連なり、平地や小丘陵が広く分布した盆地となっています。また、市の中央を東へ貫流する犬鳴川と八木山川に流れ込む支流があり、その流域に農地や市街地が形成され、水と緑に恵まれた地域となっています。

②人口

人口は平成 31 年 3 月末の時点では 28,091 人で、そのうち 18 歳以下の人口は 4,473 人（全体の 15.9%）となっています。

2) これまでの取組

以下に本市のこれまでの取組を示します。

計画名	概要
宮若市まちづくり計画 (新市建設計画)	まちづくりの基本方針のなかで、「豊かな心を育むまちづくり」として、生涯学習の推進を掲げています。 生涯学習の推進は、生涯学習推進体制の確立を目指し、図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設を整備するとともに、既存の公民館など身近な施設のネットワーク体制の確立、指導者の育成などに取り組むことが示されています。
図書館を核とする生涯学習 拠点施設整備基本計画 (平成 18 年策定)	「あらゆる世代が生きがいをもち、自己実現を目指して自由に学ぶことができる環境をつくるため、市民と行政が一体となった生涯学習推進体制の確立と図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設の整備」と示しています。
第 1 次宮若市総合計画 基本構想 (計画期間：平成 20 年度～ 平成 29 年度 (10 年間))	本市の 5 つの基本目標を掲げています。 1) 多様な産業の集積による自立したまち 2) 農業・観光による人と自然がふれあうまち 3) 人が健やかに育つ、心安らぐまち 4) 市民一人ひとりの思いが集うまち 5) 市民と協働でつくるまち
第 1 次宮若市総合計画 前期基本計画 (計画期間：平成 20 年度～ 平成 24 年度)	前期基本計画第 5 章第 3 節で、生涯学習の推進の主要事業として、生涯学習施設の整備・有効利用を掲げており、「市民が豊かで充実した生活をしていく上での生涯学習の機会や場所の充実を目的に、図書館を核とする生涯学習拠点施設を整備します。」と示しています。
第 1 次宮若市総合計画 後期基本計画 (計画期間：平成 25 年度～ 平成 29 年度)	後期基本計画第 5 章第 3 節で、生涯学習の推進の基本方針として「市民との協働による多様な生涯学習を通じて、自己の向上と幅広い交流を推進するとともに、学習の成果を地域社会に生かすことができるまちを目指します。」と掲げています。また、主要事業として、宮若リコリスを核とする生涯学習の充実、図書館機能の強化等を掲げています。
第 2 次宮若市総合計画 基本構想 (計画期間：平成 30 年度～ 令和 9 年度 (10 年間))	本市の基本目標を「市民・地域・産業が賑わう住みよいまちを目指して」とし、基本的施策に「宮若リコリスなどの生涯学習拠点を有効活用し、多様な学習機会の創出と市民の自主的な活動を支援します」と掲げています。

<p>第2次宮若市総合計画 前期基本計画 （計画期間：平成30年度～ 令和4年度）</p>	<p>前期基本計画第5章第3節で、生涯学習の推進の施策目標として「生涯学習センター「宮若リコリス」を中心に、幅広い年代の市民が学びを通じて自己実現のできる生涯学習環境を作ります」と掲げています。また、今後の主な施策として、「図書館を活用した読書活動の充実」を掲げています。</p>
---	--

3) 市立図書館の現状と利用状況

■ 宮若市立図書館（本館・分館）

本市の各種計画に基づき、「住民が交流し新しい文化を創造する」ことを基本理念として、宮若市生涯学習施設を整備いたしました。

平成 23 年 4 月に図書館の分館を若宮コミュニティセンター（愛称：ハートフル）内に設置し、平成 24 年 5 月に宮若市生涯学習センター（愛称：リコリス）内に市立図書館の本館を開館しました。

○ 宮若市立図書館概要

名 称	宮若市立図書館本館（リコリス）	宮若市立図書館分館（ハートフル）
所 在 地	福岡県宮若市宮田 6 番地 1	福岡県宮若市福丸 272 番地 1
延床面積	図書館部分 1,450 m ²	図書館部分 174 m ²
開 館 日	平成 24 年 5 月	平成 23 年 4 月
開館時間	午前 10 時～午後 6 時 (木曜 午後 7 時)	午前 10 時～午後 6 時
蔵 書	114,194 冊（平成 31 年 3 月現在）	31,432 冊（平成 31 年 3 月現在）

○ 児童書の所蔵数（平成 31 年 3 月末現在）

	所蔵数	児童書の所蔵数	児童書の割合
宮若市立図書館本館（リコリス）	114,194 冊	31,896 冊	27.9%
宮若市立図書館分館（ハートフル）	31,432 冊	10,809 冊	34.4%
合 計	145,626 冊	42,705 冊	29.3%

○ 18 歳以下の人口 1 人あたりの児童書^(※4)の冊数：9.5 冊

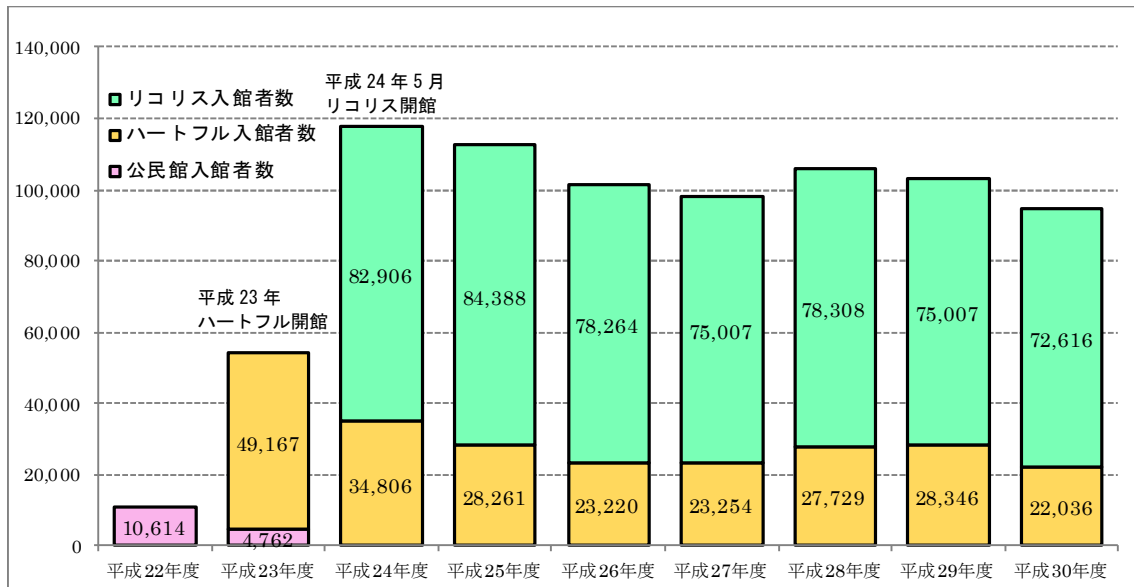
○ 登録者数（平成 31 年 3 月末現在）：10,482 人



■ 入館者数及び貸出冊数、貸出人数

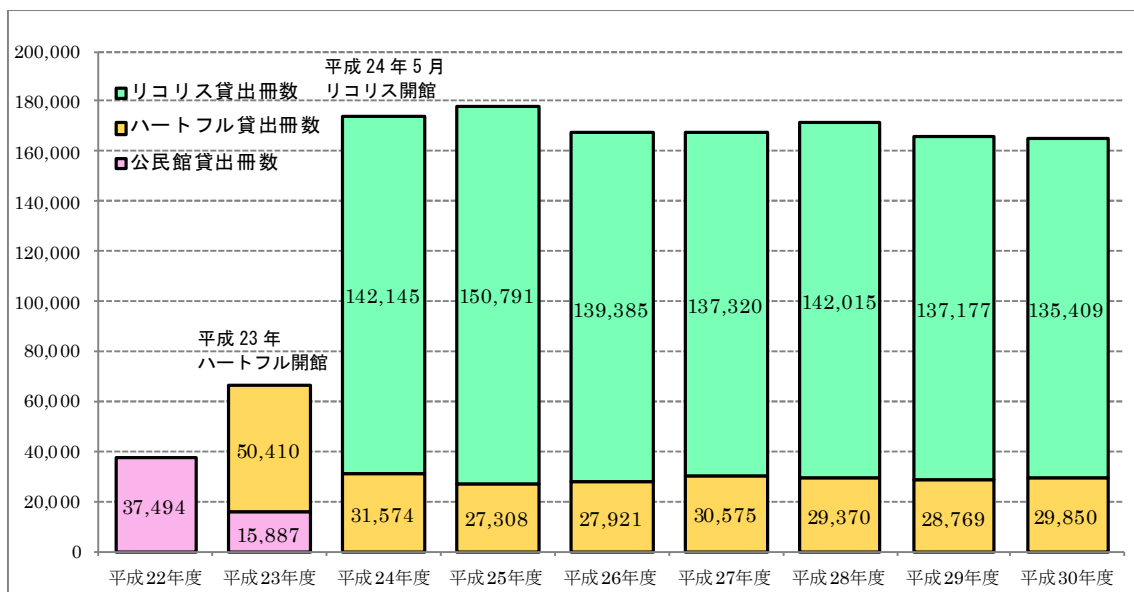
以下に入館者数及び貸出冊数、貸出人数の推移を示します。平成22～23年度は公民館図書室のデータを示しています。

- 入館者数は、平成23年度のハートフル開館、平成24年度のリコリス開館を契機に急増し、その後（平成24年度以降）横ばいで推移しています。



図書館入館者数推移グラフ

- 貸出冊数は、平成23年度のハートフル開館、平成24年度のリコリス開館を契機に急増し、その後（平成24年度以降）横ばいで推移しています。



図書館貸出冊数推移グラフ

- 貸出人数は、平成23年度のハートフル開館、平成24年度のリコリス開館を契機に急増し、その後（平成24年度以降）横ばいで推移しています。



貸出人数推移グラフ

ハートフル及びリコリスの開館は、住民にとって図書館利用に関する大きな契機となっています。潜在的なニーズに応えたものと考えられ、両館の貸出冊数及び貸出人数からも継続的な利用状況をうかがうことができます。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目標と基本方針

■ 目標

～いつでも・どこでも本に出会えるみやわかつ子～

子どもがいつでも・どこでも、自主的に読書活動を行うことができるように家庭・地域、学校、保育園・幼稚園・認定こども園、図書館が一体となり、それぞれの段階に応じた子ども読書に係る施策の推進を図り、「いつでも・どこでも本に出会えるまち」を目指します。

■ 基本方針

① 家庭・地域、学校、保育園・幼稚園・認定こども園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

子どもたちが読書に親しめるきっかけを作るために、また、読書の楽しみが得られるよう、家庭・地域、学校、保育園・幼稚園・認定こども園、市立図書館の様々な場面で読書活動の推進に努めます。

② 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

子どもと本の出会いを支えるために、市立図書館と学校図書館をはじめ関係団体との連携・協力の促進に努め、子どもたちが読書習慣を身につけることができる環境づくりに努めます。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子ども読書活動に対する理解と関心を深め、家読を中心に読書活動を推進していくために、様々な機会を活用して啓発広報活動に努めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」に基づく、国の第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成 30 年 4 月）」及び福岡県の「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）（平成 28 年 8 月）」を基本とし策定するもので、今後の宮若市における子どもの読書活動を推進していくための方向性と施策を示すものです。

(3) 計画の期間

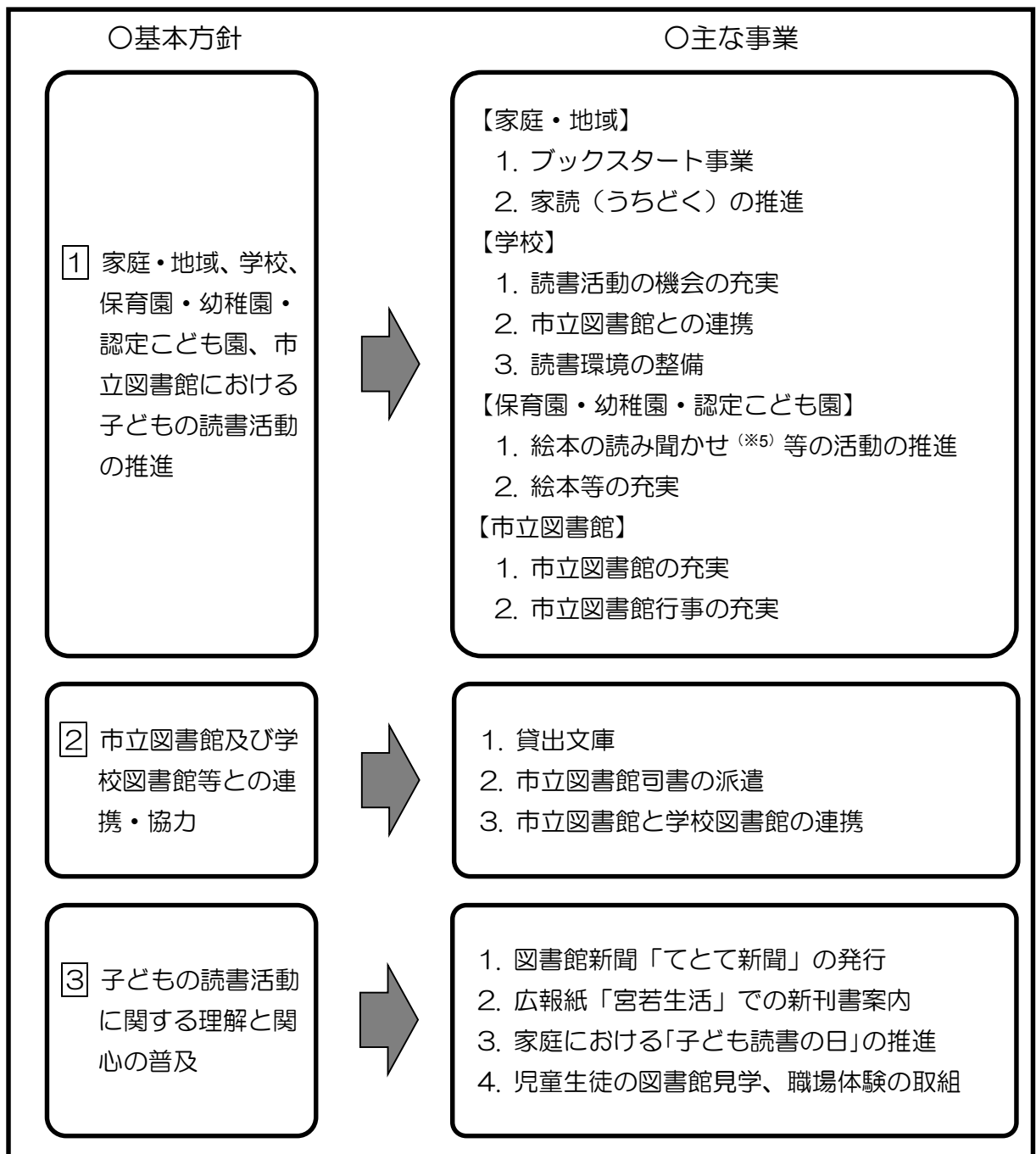
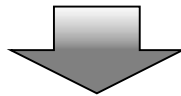
この計画の期間については、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しを行っていきます。

(4) 計画の取組と全体像

以下に計画の取組と全体像を示します。

○計画の目標

～いつでも・どこでも本に出会えるみやわかっ子～



Ⅲ 推進のための取組

子どもを取り巻く読書に関する環境である家庭・地域、学校、保育園・幼稚園・認定こども園、市立図書館において、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割を把握し、以下の取組を行うとともに、市立図書館及び学校図書館等との連携・協力を、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及を以下のとおり行っていきます。

(1) 家庭・地域、学校、保育園・幼稚園・認定こども園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

1) 家庭・地域

家庭や地域は、子どもにとって一番身近な社会で、心身の成長のうえでも基礎となる大切な場所です。幼い頃から身近なところに本があると、本にふれるきっかけとなります。保護者や読書ボランティアによる読み聞かせは、子どもに本の楽しみを知るきっかけを与え、読書活動の基礎ともなり、豊かな感性や思いやりの心などを育むものです。身近なところで気軽に本に親しめる読書環境を整えていきます。

①ブックスタート事業

ブックスタートは、4か月健診のときに市立図書館と保健センターが連携して絵本の読み聞かせの説明を行い、絵本を手渡している事業です。絵本の読み聞かせは、絵本を通して親子のふれあいの時間を共有し、子どもの心を豊かに育むためにも効果的であることから、引き続き取り組みます。

②家読（うちどく）の推進

子どもが読書習慣を身につけるには、家庭での読書環境が重要な要因の一つとなっています。子どもにとって身近にいる保護者が本を読んでいる姿を見ること、本を介した家族間のコミュニケーションなどを深めることが必要です。市立図書館における家読の推進支援として、お薦めの本の貸出や読んだ本を手書きで記録する「読書記録」（子ども用に「本のきろく」）の配布など様々な取組を行います。

③家庭における「子ども読書の日」の推進

子どもの読書活動の推進に関する法律によって定められた子ども読書の日（4月23日）を本とのふれあいを促し、「テレビゲームやインターネットの時間を減らす」きっかけとなるように啓発広報活動に努めます。

④読書ボランティアの活動支援

地域で読書ボランティアとして活動しているグループ等に対して読み聞かせの技術向上のための学習会等を開催します。また、各種学習会や講演会等の情報提供を行っていきます。

2) 学校

子どもが本に接したり親しんだりする機会を増やし、読書習慣を身につけさせる各学校の取組を推進します。

①読書活動の機会の充実

各学校においては、朝の時間などに行う読み聞かせや読書、読書週間の設定、授業内容に合わせ数冊の本を紹介するブックトーク^(※6)など、読書活動の機会の充実に取り組みます。

②市立図書館との連携

児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた一助とするため、また学校図書館の図書資料充実のために市立図書館の図書を活用します。また、学校図書館の運営は、学校図書館司書^(※7)が市立図書館の司書と連携し、ブックトークなどの事業の充実に努めるとともに配架を工夫するなど、学校図書館の活用を促進していきます。

③読書環境の整備

子どもの自主的、自発的な学習を支援し、主体的な読書活動に応えるため、資料の収集、整理、適宜入れ替えを行いながら蔵書整備に努めます。また、読書スペースを設置するなど、子どもの身近な場所に本のある環境作りに努めます。

子どもの読書の重要性、家庭での取り組み方などを、PTA、保護者会、学校・学級通信等において働きかけます。

3) 保育園・幼稚園・認定こども園

絵本などにふれあうことは、絵本の楽しさを知り、その後の読書活動をすすめるために大切な役割を担っています。また、保育園・幼稚園・認定こども園での読み聞かせの体験が家庭での読書活動につながっていくことが期待されます。

①絵本の読み聞かせ等の活動の推進

保育園・幼稚園・認定こども園では、保育士・教諭による絵本の読み聞かせを行っています。また、ボランティアや保護者による読み聞かせ等の活動の継続にも努めます。

②絵本等の充実

子どもたちが本と出会うためには、保育園・幼稚園・認定こども園の絵本の充実を図ることが大切です。保育園・幼稚園・認定こども園では絵本に親しむ活動や市立図書館の団体貸出の利用などを行い、子どもが読書に親しめる環境づくりの充実に努めます。

4) 市立図書館

①市立図書館の充実

子どもの図書館利用を促進するために、図書館内の「くつろぎの輪」などに企画展示を積極的に行います。幼児向けの絵本だけではなく、読書から遠ざかりがちな中学生・高校生にむけたヤングアダルト^(※8)コーナーを設け、また、ふるさと納税を利用した児童書の購入など、資料の充実に努めます。

②市立図書館行事の充実

子どもたちに本と出会える機会を作るため、図書館司書や読み聞かせボランティアによる「おはなし会」を対象年齢や季節などに合わせて実施します。また、自分の好きな本を持ち寄り読みたくなる本を紹介し合う場など読書活動の機会の充実に取り組みます。

保護者の図書館離れの傾向を防ぐために、「リコリス子どもまつり」と連携した図書館でのイベントやエントランスを活用したコンサートなどを開催し図書館への来館を促します。

③子どもの読書活動への支援

子どもや保護者に本の紹介やレファレンスサービス^(※9)を行うことで、子どもの読書活動を支援します。また、市内の公共施設等において自由に借りたり・返したりできる本棚を設置する「本旅」事業を継続し、本を身近に手にする機会を増やします。

④市立図書館司書の研修

子どもの読書活動を推進する上で、図書館資料の選書や収集・おはなし会の企画立案などさまざまな取組を行っていますが、さらなる資質向上のため、研修会等への参加により専門知識や技術の習得に努めます。

（2）市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

市立図書館の図書の貸出により、学校図書館の図書資料を補います。また、図書館司書を学校等に派遣してブックトークや読み聞かせの実施等、学校司書と連携を図り学校図書館等の運営の充実に努めます。

①貸出文庫

市立図書館司書が児童向けに選書した図書を、市内小学校に貸出します。

②市立図書館司書の派遣

読書活動に興味を持つように、学校等へ市立図書館の司書を求めに応じて派遣し、ブックトークや読み聞かせを実施します。

③市立図書館と学校図書館の連携

市立図書館の司書が学校図書館における本の配置や展示方法などを支援します。市内中学校の学校図書館でも市立図書館で予約した図書資料の受取ができる図書館便を実施します。また、読書意欲を喚起し、調べ学習を促進するため、学校図書館を支援する取組を行います。

④小学生読書リーダー養成講座

小学生が各自の学校で読書のリーダーとして活躍し、読書活動の推進を図るため、小学生読書リーダー養成講座を実施します。

⑤POP 広告の募集及び展示

読書の楽しさを伝え合うことで自分と友人との考え方の違いを体感し、子どもの読書への興味を喚起するために、中学生を対象におすすめの本を紹介する POP 広告を募集します。応募された作品は、市立図書館のエントランス等に展示を行います。

（3）子ども読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性などの関心を高めることが重要です。さまざまな機会を通して保護者や子どもに対して啓発広報活動、情報提供を行い、周知に努めます。

①図書館新聞「てとて新聞」の発行

図書館への理解を深め現在の情報を地域の方々に知ってもらうために、図書館の情報を発信するとともに、読み聞かせ等のイベント情報の掲載や図書館司書によるおすすめの本の紹介記事を掲載した図書館新聞「てとて新聞」を2か月に1回発行しています。

②広報紙「宮若生活」での新刊書案内

毎月発売される新刊の中から市立図書館の司書が選書した本の紹介に併せ、市立図書館のイベント情報も掲載しています。

③家庭における「子ども読書の日」の推進（再掲）

子どもの読書活動の推進に関する法律によって定められた子ども読書の日（4月23日）を本とのふれあいを促し、「テレビゲームやインターネットの時間を減らす」きっかけとなるように啓発広報活動に努めます。

④児童生徒の市立図書館見学、職場体験の取組

小学生の市立図書館の見学や中学生・高校生の図書館職場体験を通じて、図書館の活用や読書について啓発していきます。

【用語解説】

- (※1) **読書推進ボランティア**：子どもと本を結びつけるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。
- (※2) **ブックスタート**：市の乳幼児健診の際、絵本を通じた親子のふれあいの大切さを伝え、絵本などの入ったブックスタートパックを手渡す活動。
- (※3) **司書教諭**：学校図書館の資料や情報の利用を促し、児童生徒及び教員の教育活動を推進・援助していく職務。司書教諭の講習を終了した教諭をもって充てる。平成15年度より12学級以上の小・中・高等学校には配置が義務付けられている。
- (※4) **児童書**：0歳から10代概ね18歳頃までの読み手や聞き手を対象にした文学作品およびジャンル。
- (※5) **読み聞かせ**：子どもに絵本を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝えること。
- (※6) **ブックトーク**：ひとつのテーマにそって数冊の本を選び、子どもの興味がわくように本を紹介するもの。
- (※7) **学校図書館司書**：読書相談やレファレンスサービス、読み聞かせ、ブックトークを通して、児童生徒と本を結びつけ、司書教諭と連携しながら学校図書館運営に携わる職員。
- (※8) **ヤングアダルト**：主に10代の読者あるいは利用者を児童と成人の中間に位置し、独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときを使う用語。YAと略することが多い。
- (※9) **レファレンスサービス**：何らかの情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや回答の含まれる情報源を提示・提供する業務。

【資料 1】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料 2】

宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定による宮若市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に関し必要な事項を協議するため、宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、推進計画の策定に関する事項について必要な協議を行う。

（組織）

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから宮若市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校代表
- (2) 市立幼稚園及び保育所代表
- (3) 読書活動団体関係者
- (4) 宮若市図書館協議会代表
- (5) 宮若市社会教育委員代表
- (6) 関係行政職員
- (7) 公募による市民

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。ただし、前条第1号から第6号までの規定による選出委員で当該各号に定める者でなくなったときは、委員の任を解かれたものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、推進計画の策定に関する事務の担当課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日教委告示第7号)抄

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

【資料3】

宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会

所 属	氏 名	備 考
福岡県立図書館郷土資料課	森 佳江	委員長
図書館協議会委員	古野 千枝子	副委員長
宮若市立宮田北小学校	日高 暢裕	
宮若市立宮田北小学校	白石 裕子	
宮若市立若宮幼稚園	本河 倫子	
図書館よみきかせボランティア	吉田 美和	
図書館よみきかせボランティア	一丸 一葉	
社会教育委員	神谷 博之	
宮若市子育て福祉課	東 雅也	
公募による市民	小林 朱美	